

第84回 佐用町議会〔定例〕会議録（第5日）

平成30年9月25日（火曜日）

出席議員 (14名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
	7番	竹 内 日 出 夫	8番	石 堂 基
	9番	岡 本 義 次	10番	金 谷 英 志
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	山 本 幹 雄
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎文昭	書記	鎌田康正
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	平田秀三	総務課長	森下守
	企画防災課長	服部憲靖	税務課長	山田裕彦
	住民課長	敏蔭高弘	健康福祉課長	長峰忠夫
	高年介護課長	藤木卓	農林振興課長	衣笠俊博
	商工観光課長	中石嘉勝	建設課長	横山重明
	上下水道課長	森田善章	上月支所長	和田始
	南光支所長	竹内秀夫	三日月支所長	服部吉純
	会計課長	大永克司	教育課長	谷口俊廣
	生涯学習課長	安東文裕		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 66 号 町道路線の認定について（委員長報告）
日程第 2. 議案第 67 号 町道路線の変更について（委員長報告）
日程第 3. 議案第 70 号 佐用町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第 4. 認定第 1 号 平成 29 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 5. 認定第 2 号 平成 29 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 6. 認定第 3 号 平成 29 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 7. 認定第 4 号 平成 29 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 8. 認定第 5 号 平成 29 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 9. 認定第 6 号 平成 29 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 10. 認定第 7 号 平成 29 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 11. 認定第 8 号 平成 29 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 12. 認定第 9 号 平成 29 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 13. 認定第 10 号 平成 29 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 14. 認定第 11 号 平成 29 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 15. 認定第 12 号 平成 29 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 16. 認定第 13 号 平成 29 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 17. 認定第 14 号 平成 29 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 18. 認定第 15 号 平成 29 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 19. 認定第 16 号 平成 29 年度佐用町水道事業会計決算の認定について（委員長報告）
日程第 20. 議案第 83 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 21. 同意第 2 号 佐用町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
日程第 22. 閉会中の常任委員会所管事務調査について
日程第 23. 議員派遣について
-

午前 09 時 30 分 開議

議長（山本幹雄君）

おはようございます。

皆様おそろいでご出席を賜り、まことに御苦労さまでございます。

9月3日の開会以来、決算特別委員会、本会議、産業厚生常任委員会と、それぞれ慎重審議を賜り、まことに御苦労さまでございました。今期、定例会も最終日を迎えました、本日も、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。直ちに日程に入ります。

日程第1．議案第66号 町道路線の認定について（委員長報告）

日程第2．議案第67号 町道路線の変更について（委員長報告）

日程第3．議案第70号 佐用町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（山本幹雄君） まず、日程第1、日程第2及び日程第3を一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第66号、町道路線の認定について、日程第2、議案第67号、町道路線の変更について及び、日程第3、議案第70号、佐用町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

議案第66号、議案第67号及び、議案第70号については、所管の産業厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、委員長の審査報告を求めます。

産業厚生常任委員長、加古原瑞樹君。

〔産業厚生常任委員長 加古原瑞樹君 登壇〕

産業厚生常任委員長（加古原瑞樹君） 皆さん、おはようございます。それでは、今期定例会におきまして、本委員会に付託を受けておりました案件について報告をさせていただきます。

審査日時は、平成30年9月14日。

審査場所は、本庁舎西館3階議員控室です。

出席者は、産業厚生常任委員会全員と議長。当局からは、町長、副町長、総務課長、建設課長、建設課道路河川事業室長、建設課道路河川管理室室長補佐、それと、健康福祉課長、健康福祉課子育て支援室長、そして、事務局からは局長と局長補佐であります。

まず、議案第66号、町道路線の認定についてと、議案第67号、町道路線の変更についての追加説明を受けました。

議案第66号、町道路線の認定については、2路線あり、1つ目は、上石井地域にある町道 寺下線で延長105メートル、幅員の最大が5メートル、最小4メートル。もう1路線は、三日月地域にある、祇園西村線で延長330メートル、幅員の最大が11.8メートル、最小が4メートル。どちらも生活道としての利用が多くなったため、新たに町道として認定しようとするものです。

続いて、議案第67号、町道路線の変更については、上石井地域の2路線で、1つ目は、溝線で延長530.88メートル、幅員の最大が7メートル、最小が1.6メートル。変更後は、

延長が 480.09 メーター、幅員の最大が 7 メーター、最小が 3.2 メーター。起点が山側からゆう・あい・いしいの前に移動する。そして、もう 1 路線の溝下タ線は、終点を先ほどの溝線につなげるように変更し、延長が 24.5 メーターを、変更後は 150 メーターに。幅員は 2 メーターだったが、最大 5 メーター、最小が 2 メーターになる。2 路線とも生活道としての利用が増えたため変更しようとするものとの説明を受けました。

続いて、現地調査を行い、建設課長、室長及び室長補佐に対応していただきました。

現地調査を終え、会議を再開いたしました。

まず、議案第 66 号の町道路線の認定について、質疑に移りました。

主な質疑としては、認定に際して、道路法とか道路構造令は関係なく認定されるのか。これについては、ほ場整備で農道として整備していた道路を引き継ぐので認定されれば、道路構造令に基づいて管理していくとの答弁がありました。

また、ほかにも農道を町道認定に要望されている路線があるのかについては、図面や現地確認をしている。同じようなケースはまだあるが、今回は集落内の生活道としての考え方で実施しているとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。討論を求めましたが、討論はありませんでした。

討論を終結し、採決に入りました。挙手全員により、本委員会では原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第 67 号、町道路線の変更について、質疑を求めましたが、質疑はありませんでした。

討論を求めましたが、討論はありませんでした。

討論を終結し、採決に入りました。挙手全員により、本委員会では原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第 70 号、佐用町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、当局の追加説明を求めました。

今回の条例の一部改正は、厚生労働省令が一部改正されたことに伴い、関係条例の規定を整備するため、町条例の改正をするもので、改正される内容については、1 点目に、第 7 条に保育所等との連携で、家庭的保育事業等の職員が病気等で保育ができない場合に、代替保育を提供する連携施設の確保が困難な場合、一定の要件を満たせば連携施設の特例を認める。

2 点目は、第 17 条で、家庭的保育事業等が提供する食事については、その施設での調理が原則だが、特例として連携施設や同一法人内で調理したものを搬入することができる。今回の特例により、町が認める事業者からも搬入ができる。

3 点目は、附則の第 2 条で、家庭的保育事業者については自園調理に関する規定を猶予する経過措置期間を 5 年から 10 年に延長するとの説明がありました。

主な質疑では、現在、佐用町に該当する施設がないとのことだが、今後の見込みはについて、町内には保育園 6 園あり、ゼロ歳児から保育提供をしており対応ができていますので、新たな家庭的保育事業を実施したいという方が、今現在はいないとの答弁でした。

また、事業所内保育事業は、以前、共立病院の中にあつた。この条例が適用されると思うが、事業者に対して指導はできるのかについて、家庭的保育事業の中で、事業所内保育事業についても児童福祉法の中で事業所の確認、認可が必要になる。町内に認可外の事業所で子供を預かっている託児所が 2 施設ある。今回の事業所内保育事業は、事業所以外の子供を預かる事業なので、この 2 施設は該当でないとの答弁でした。

また、附則 2 条の経過措置が 5 年から 10 年になる。佐用町には対象の施設がないが、アレルギーやアトピーに注意が必要になるが、調理師や調理施設を充実させるのに延長すると逆に、悪質な猶予を持たせることにつながるのではないかについては、家庭的保育事

業は5人以下の施設で、佐用にはないが、ほかの自治体の例を見ると個人宅で空き部屋を利用している。待機児童の解消のために小さな保育施設も必要だということで調理施設の設置が遅れても仕方ないという考え方。基本的に、お弁当を持たせて保育を実施しているように聞いているとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入りました。討論を求めましたが、討論はありませんでした。

討論を終結し、採決に入りました。挙手全員により、本委員会では原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、報告とさせていただきますが、詳細については、会議記録をご参照ください。以上です。

議長（山本幹雄君） 産業厚生常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは、議案第66号から順次、委員長報告に対する質疑及び、討論・採決を続けて行いますので、よろしくお願ひします。

まず、日程第1、議案第66号、町道路線の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第66号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第66号は、委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願ひします。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第66号、町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第2、議案第67号、町道路線の変更について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第67号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第67号は、委員長の報告のとおり

り可決することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 67 号、町道路線の変更については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 3、議案第 70 号、佐用町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 70 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第 70 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 70 号、佐用町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 4. 認定第 1 号	平成 29 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 5. 認定第 2 号	平成 29 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 6. 認定第 3 号	平成 29 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 7. 認定第 4 号	平成 29 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 8. 認定第 5 号	平成 29 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 9. 認定第 6 号	平成 29 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 10. 認定第 7 号	平成 29 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 11. 認定第 8 号	平成 29 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）

- 日程第 12. 認定第 9 号 平成 29 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 13. 認定第 10 号 平成 29 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 14. 認定第 11 号 平成 29 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 15. 認定第 12 号 平成 29 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 16. 認定第 13 号 平成 29 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 17. 認定第 14 号 平成 29 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 18. 認定第 15 号 平成 29 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 19. 認定第 16 号 平成 29 年度佐用町水道事業会計決算の認定について（委員長報告）

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 4 から日程第 19 までを一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。
認定第 1 号から第 16 号までについては、所管の決算特別委員会に審査を付託しておりますので、決算特別委員長の審査報告を求めます。
決算特別委員会委員長、平岡きぬゑ君。

〔決算特別委員長 平岡きぬゑ君 登壇〕

決算特別委員長（平岡きぬゑ君） 決算特別委員会に審査を付託されました認定第 1 号から認定第 16 号について、審査の結果を報告いたします。

決算特別委員会は、全議員 14 名で構成し、平成 30 年 9 月 4 日火曜日と、9 月 5 日水曜日の 2 日間審査しました。

1 日目の 9 月 4 日は、午前 9 時に開会し、台風 21 号の接近により午後 0 時 15 分で質疑を終結しました。

なお、児玉議員が午前 9 時 6 分まで遅刻でした。

2 日目の 9 月 5 日は、予定どおり委員会を午前 9 時から開会し、午後 2 時 17 分まで審査しました。

本決算特別委員会に説明のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長及び各課長、各支所長で、各審査項目においては、関係課の室長及び担当職員の出席を認めました。

審査順に主な質疑、答弁と結果を報告します。

認定第 1 号、平成 29 年度佐用町一般会計歳入支出決算の認定について、まず、財産に関する調書で、質疑、ふるさと水と土保全対策基金について、地域の農業施策や農地を守ることなど、有効活用できないか。答弁は、基金について、国から必要性について、厳しく見られている状況がある。基金は、将来に備えるものだが、活用について、担当課で考えていく。

また、質疑として、公共施設整備基金についての考えは。答弁、国から維持管理に十分な財源措置は期待できないので、基本的な財源確保は必要だと考える。

質疑、智頭鉄道の黒字経営の中、通学や通勤、観光客の受け入れなどの取り組みは。答弁は、智頭急行は、スーパーはくと、いなばの特急列車をJR線と相互乗り入れし、長距離の特急列車を運行していることで黒字経営となっている。上郡から、高校時間帯に1両増結されている。普通列車を有効に運行していくこと。軌道施設の老朽化や車両の更新など、利益分の取り崩しで対応していく計画で、余裕のある経営ではない。

質疑、土地財産の増加内容は。答弁として、庵の山林2万588平米の寄附を受け入れ、町有地として管理していく。来年度から国の森林環境税も活用していきたい。また、旧上月保育園、旧徳久保育園の跡地を、それぞれ町有地として駐車場に整備した。

次に、一般会計の歳入から、5款、町税、質疑、滞納状況について。答弁は、高額な滞納者は、平成29年度から兵庫県の個人住民税の特別対策班の派遣を受け納税折衝をしている。

質疑として、法人税割、増額の要因は。答弁、1社1法人が東日本震災後の復興事業に参画し、業績を伸ばした。

次に質疑、不納欠損額の増額について。答弁は、単純な5年の時効の欠損はない。財産を発見できない。生活も苦しい、行方不明の場合、国の指導もあり、執行停止にしている。近年、増加している。平成29年度は45件、809万9,688円。

続いて、第10款、地方譲与税から35款、交通安全対策特別交付金についての質疑では、合併当初予定されていた普通交付税の減額はどうなったか。答弁、減額を16億円程度見込んでいたが、国から各支所関係やの学校関係への加算等が7億2,000万円あり、減額は8億円程度になる見込み。

次に、40款、分担金及び負担金、45款、使用料及び手数料について、質疑は、住宅使用料の滞納状況。それから、質疑、旧4町の陶芸館の使用状況についての質疑がありました。

50款、国庫支出金、55款、県支出金、いずれも質疑はありませんでした。

60款、財産収入から85款、町債についての質疑では、合併特例債と過疎債について。答弁は、有利な過疎債は6億4,000万円余り採択された。

また、質疑、住宅新築資金等貸付金元利収入の収納状況は対して、住宅新築の収納は2名、28万9,536円。住宅改修は1名、2万4,000円。建設資金は1名、1万2,000円で、大口、100万円以上の滞納状況は新築で7名、最高額は460万円。住宅改修は2名で、最高額は200万円。建設資金では12名、最高額は450万円。

質疑、ふるさと応援寄附金は、昨年度に比べ増額しているが、要因は。答弁として、さとふるというインターネットサイトを利用した。

ほかに質疑として、雑入での佐用・IDECメガソーラー有限責任事業組合事務費と太陽光発電売電収入について。答弁は、事務費は、申山太陽光発電開始時の町職員の事務費。売電収入は、直営の上月太陽光の売電収入。これについては、委員会の中で説明の資料として、佐用・IDECメガソーラー有限責任事業組合貸借対照表、損益計算書、また、太陽光発電所稼働状況の資料も配付されています。

続いて、一般会計の歳出、10款、総務費の中で、質疑が田舎体験の委託はどこへしているのか。答弁として、鹿青年部へ委託。町内の空き家の案内など、移住者は5世帯12人。

質疑、定住促進支援事業助成金について、今後の取り組みは。答弁として、若者住宅新築応援金は14件、住宅取得応援金は1件、就職奨励金は37件。今後、新築は継続、取得は空き家バンクの利用を促進したい。

ほかに、職員研修業務委託料、また、公有財産の購入についての質疑もありました。

そのほかに質疑として、学校跡地活用で、久崎小学校の状況。答弁として、4月末に法務省から日本語学校の許可が出ている。地元の地域づくり協議会の役員さんと打ち合わせをし、6月に地域で説明会を実施した。入国許可は33名申請し4名。予定どおり10月に入学式を行う予定。来年4月の学生募集を始めていると聞いている。という答弁がありました。

集客イベント実施委託先はの質疑や、あるいは、次世代農業モデルプラントについて、横展開の方針はの質疑もありました。

質疑、防犯灯設置後の木々の伐採など対策はに対しての答弁は、支障木の調査をし、シルバー人材センターに委託している。

2日目に入り、15款、民生費は、質疑、病児保育事業委託の利用状況は。答弁として、佐用共立病院内に「なかよし園」を整備し、県の補助金要綱に基づき、1日3名以内で、年340万円の委託費を支出。生後6カ月から小学校6年生まで利用できる。実績は、合計28名37日。

質疑、障害福祉サービスについて、答弁、小野の駅、「えん花園」は、旧長谷保育園跡地活用で、就労継続支援B型の施設。町は、利用者の通所支援事業の支払いを監査している。

そのほか、けんこうの里三日月の運営についても質疑が行われています。

20款、衛生費、質疑として、予防接種やがん検診の受検者数について。答弁は、昨年より胃がん検診は若干減っているが、肺がん検診は、増えている。保健師は健診結果で受診勧奨を行っている。

25款、農林水産業費では、質疑、着地型観光・買い物ツアー等実施委託について、答弁は、クラシックコンサートと佐用の農産物や特産品の試食に60名参加。枝豆ともち大豆を使った食材での食事会に30名参加の2回を実施した。

そのほか、地域特産物の高付加価値化及び販売促進等業務委託や耕作者集積協力金、それから、就農人材等育成・研修補助金、新規就農総合支援事業補助金、優良和牛導入奨励補助金、農振農用地の見直し、それから、担い手確保補助金、住民参画型森林整備事業補助金、産地パワーアップ事業補助金、公有財産購入費などの質疑が行われ、それぞれ答弁が行われています。

30款、商工費、質疑として、新規起業・創業支援事業助成金の成果は。答弁は、1件あったが、県の事業を使ったので、町の新規創業助成はなかった。

質疑、後継者育成支援事業助成金は、事業計画を検証しているかという質疑に、答弁は、商工会で実施。青年部、女性部、スタンプラリー、地鶏等特産品開発、ウェブサイト事業で合計200万円を助成している。

質疑、地域若者サポートステーション事業相談員、いわゆる、引きこもり対策の実績と福祉部局との連携はに対し、答弁は、姫路若者サポートステーションに委託、年間6回実施し、6件の相談があった。今後、担当部局と調整を行いたい。

35款、土木費では、質疑として、土地購入について。答弁は、6路線の用地購入。

質疑、急傾斜地崩壊対策事業、答弁は、要望は、1、2件ある。県の採択要件もあり、個人の裏山等は県に進達しているが事業は進んでいない。

質疑、支障木の対応。答弁として、要望は、町道で年3、4件。通行上、支障のないよう、基本、職員で対応。大規模な場合は業者委託している。県道、国道は、県に要望している。草刈りは、地域にお願いし、できないところは、シルバーに委託している。

そのほか、私道整備事業補助金についても質疑がありました。

40款、消防費は、質疑なし。

45款、教育費では、質疑、ICT導入の課題は。答弁、年々進歩しており、研修が必要。ソフトが毎年のように変わり、コストが高くなる。

質疑として、公有財産購入について、答弁、乃井野陣屋館、表門の移築復原工事に伴い、2名の用地を購入。

質疑、地産地消・質的向上給食推進費 4,200 万円について、答弁として、平成 27 年度からの補助金。現在、野菜は、ひまわり市、三日月の味わいの里、野菜の会、ジャンボピーマンの会に供給してもらっている。地域産 100 パーセントは、米、ピーマン、栗、自然薯。90 パーセントが大豆。70 パーセントはなし。子供たちの体の発達に資する給食ができています。

質疑、利神城跡保存活用計画策定業務委託料について、答弁は、保存活用計画は、平成 29 年度に着手。平成 31 年早々にまとめた。策定委員会は、専門家 5 名、地元 10 名で構成。委員会では、今後、計画の広報や保存活用を学ぶ機会をつくっていく必要があるという意見が出ている。

55 款、公債費、質疑は、繰上償還額は、幾らか。答弁、一般会計ベースで総額 12 億 3,880 万円。

以上、一般会計歳入歳出決算についての質疑を終結し、討論、採決を行い、原案に反対討論が金谷委員から、次に賛成討論は小林委員からありました。

採決の結果、認定第 1 号、平成 29 年度佐用町一般会計歳入歳出決算は、挙手多数で原案のとおり認定されました。

次に、特別会計、認定第 2 号、平成 29 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入での質疑は、メガソーラーの収入内容説明を。答弁として、発電量と売上代金の資料を提出するというので、資料が出ました。

歳出での質疑はなく、質疑を終結し、討論に入りました。討論なく、認定第 2 号を採決。

挙手全員で、認定第 2 号、平成 29 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算は、原案のとおり認定されました。

認定第 3 号、平成 29 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、審査しました。

歳入での質疑は、滞納状況について。答弁として、滞納額 100 万円以上が 17 名、最高額は 290 万円。収納実務は税務課で対応。

質疑として、国保の平均負担率は、他の保険に比べ高い。負担軽減に取り組むべきでは。答弁は、一般会計からの繰り入れを行って、制度の運営に努めている。

次に、歳出での質疑で、特定健診受診率向上の取り組みは。答弁、健診はがん検診と合わせて、年 14 日間、個々の勧奨はできていない。

質疑を終結し、討論を行いました。原案に反対討論が金谷委員からあり、次に賛成討論が石堂委員からありました。討論を終結し、認定第 3 号を採決。

採決の結果、挙手多数で、認定第 3 号、平成 29 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第 4 号、平成 29 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

歳入歳出ともに質疑はなく、討論を行いました。

原案には反対討論が児玉委員からありました。賛成討論は加古原委員からありました。

認定第 4 号を採決、採決の結果、挙手多数で、認定第 4 号、平成 29 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第 5 号、平成 29 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について審査しました。

歳入での質疑はなく、歳出について質疑を行いました。

質疑として、高額介護サービス費の該当者数は。答弁は、4,475 件。

また、質疑として、介護サービス給付費増額の要因は。答弁として、介護報酬にかかわる処遇改善加算、高齢化、新しい施設ができた。質疑を終結しました。

続いて、平成 29 年度佐用町介護保険特別会計サービス事業勘定歳入歳出決算の質疑を行いました。歳入歳出ともに質疑はなく、質疑を終結。

討論を行いました。まず、原案に反対討論が金谷委員からありました。次に賛成討論は千種委員からありました。討論を終結。

認定第 5 号を採決。採決の結果、挙手多数で、認定第 5 号、平成 29 年度介護保険特別会計歳入歳出決算は、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第 6 号、平成 29 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

歳入歳出ともに質疑なく、質疑を終結し、討論を行いました。討論なし。

認定第 6 号を採決。採決の結果、挙手全員で認定第 6 号、平成 29 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算は、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第 7 号、平成 29 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

歳入の質疑で、滞納繰越分について、答弁、大口は 69 万円。

歳出での質疑はなく、質疑を終結し、討論に入りました。討論なく。

認定第 7 号を採決。採決の結果、挙手全員で、認定第 7 号、平成 29 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第 8 号、平成 29 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

歳入歳出ともに質疑なく、質疑を終結し、討論に入りました。討論なしで、認定第 8 号を採決。

採決の結果、挙手全員で、認定第 8 号、平成 29 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第 9 号、平成 29 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

歳入歳出ともに質疑なく、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なく、認定第 9 号を採決。

採決の結果、挙手全員で、認定第 9 号、平成 29 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算は、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第 10 号、平成 29 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

歳入で、質疑として、利用状況は。答弁は、8月に 1,764 人が宿泊。1月、2月は 200 人を割っている。

歳出の質疑はなく、質疑を終結し、討論を行いました。討論なしで、認定第 10 号を採決。

採決の結果、挙手全員で、認定第 10 号、平成 29 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算は、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第 11 号、平成 29 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

歳入での質疑、宿泊など、利用状況は。答弁として、夏休みの 7 月、8 月、冬休みの 12 月、春休みの 4 月の利用が多いのは、サッカーやバスケの合宿などの宿泊。

歳出での質疑、勤務手当について。答弁として、変則的な勤務であり、特別勤務手当を支給している。

質疑として、賄材料費 3,200 万円は、食材の仕入れかに対し、答弁は、ジュース、お茶などの飲み物や売店の仕入れ、合宿の弁当代なども含む。

質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、認定第 11 号を採決。

採決の結果、挙手全員で、認定第 11 号、平成 29 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算は、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第 12 号、平成 29 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について審査しました。

歳入歳出ともに質疑なく、質疑を終結し、討論を行いました。討論なし。

認定第 12 号を採決。採決の結果、挙手全員で、認定第 12 号、平成 29 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算は、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第 13 号、平成 29 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

歳入歳出ともに質疑なく、質疑を終結し、討論を行いました。討論なし。

認定第 13 号を採決。採決の結果、挙手全員で、認定第 13 号、平成 29 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算は、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第 14 号、平成 29 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

歳入歳出ともに質疑なく、質疑を終結し討論を行いました。討論なし。

認定第 14 号を採決。採決の結果、挙手全員で、認定第 14 号、平成 29 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算は、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第 15 号、平成 29 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

農業共済事業特別会計は、収入及び支出を一括して質疑を行いました。

質疑として、特別損失について。答弁は、車両の更新と除去。

質疑として、牛の死亡について。答弁は、普通死亡で 110 頭。

質疑を終結し、討論に入りました。討論なく、認定第 15 号を採決。

採決の結果、挙手全員で、認定第 15 号、平成 29 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算は、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第 16 号、平成 29 年度佐用町水道事業会計決算の認定についてを審査しました。

水道事業会計は、収入及び支出を一括して質疑を行いました。

質疑として、水道管の耐用年数は。答弁、鉄管は 40 年、塩ビ管は、その半分。

質疑を終結し、討論に入りました。討論なく、認定第 16 号を採決。

採決の結果、挙手全員で、認定第 16 号、平成 29 年度佐用町水道事業会計決算は、原案のとおり認定されました。

以上、決算特別委員会に審査を付託されました案件は、全て終了し、決算特別委員会は閉会しました。

委員会審査記録の全文は、議会事務局に保管しており閲覧できます。議会事務局をご覧ください。

以上で、本特別委員会に付託を受けました決算審査の報告といたします。

議長（山本幹雄君） 決算特別委員長の審査報告は終わりました。

なお、決算特別委員会で、議案に対する質疑は終結しておりますので、認定第 1 号から、順次、討論及び採決を続けて行いますので、よろしく願います。

まず、認定第 1 号、平成 29 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を

行います。

まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

[金谷君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、金谷君。

10 番（金谷英志君） 認定第 1 号、平成 29 年度佐用町一般会計歳入歳出決算認定の反対討論を行います。

まず、最初に指摘するのは、基金のため込みです。本決算で昨年度から、さらに積み増し、基金総額年度末現在高 101 億 2,450 万円にもなります。中でも公共施設等整備基金は 1 億 5,440 万円を積み増しています。老朽化した施設の更新に備えは必要ですが、施設の老朽化は全国の自治体が抱える問題で本町だけが基金を積んで備えるというものではありません。

総務省は、29 年 1 月の地方財政の見通し・予算編成の留意事項の中で、基金について、優先的に取り組む事業への活用を図るなど、適正な管理・運営に努められたいと、新たな留意を求めています。そして、地方交付税の合併一本算定の減額は支所経費の算入など、緩和されており、29 年度は 7 億 2,000 万円程度が加算され、一本算定との差額は 8 億円程度に縮まっています。一本算定に伴う地方交付税の大幅減額に備えての基金の積み立ての根拠は崩れています。

次に、公債費ですが、29 年度は 12 億 3,880 万円を繰上償還しています。地方債の発行は必要な事業に対し将来の住民も負担を負うものであり、繰上償還は現在の住民に負担の増額を求めるものです。一般家庭でいう子供や孫に借金を残すという性格のものではありません。

基金のため込みや公債費の繰上償還ではなく、今の住民が求めている事業への活用を図るべきでした。

そして、町民の暮らし応援では、国保税や介護保険料・利用料の軽減のために一般会計からの繰り入れを行ない負担軽減に取り組むべきでした。

交通弱者が増加する中、さよさよサービスの毎日運行など業務改善を社協に求めるべきでした。福祉タクシーは、タクシー業者の営業を守るとともに、利用回数制限の緩和など利用者の利便性向上に努めるべきでした。

文化・教育施設の利用は多くが町民であり、文化・スポーツの発展、健康増進を支援するためにも、町民の公共施設使用料は免除すべきでした。

福祉・教育の充実では、保育士の正職員化は、保育の資質向上など職員の職業意識の向上にとって重要です。同一労働・同一賃金の観点からも保育士の正規職員化を図るべきでした。健康で長寿を喜べるまちづくりを進める上で、保健師は重要な役割を果たしています。さらに増員すべきでした。特定健診の充実では、本町の健診結果の分析と、これを受けた実効性のある健康づくりへの取り組みが必要でした。

学校給食への補助は、半額補助ではなく無料化で子育てを支援を図るべきでした。小中学校児童・生徒への副教材費相当分の補助は、商品券による町内業者の売り上げ増の効果は限定的で、経費と職員の手間もかかります。義務教育は無償という原則に立ち、教材費実費は、保護者からの集金はしない方式にすべきでした。子供の学力向上に資する司書教諭の配置も行うべきでした。

次に、地域・産業の振興では、地域づくり協議会を地域振興の担い手として位置づけ、職員の支援強化とリーダーの養成が必要でした。

農業では、三土中学校跡地に建設した次世代農業モデルプラントは、当初の方向では、町内農業への横展開を目指していましたが、その展望が見通せません。さらに、農業特産品の育成を強めるとともに、生産者、JA、県農業改良普及センターとも連携した国・県の施策にとどまらない放棄田対策など、実効性のある農業振興への取り組みが必要でした。

商工業では、商工振興の業務は商工会任せではなく、町の施策として位置づけ商工業者の状況、問題点を町が把握すべきで、それを踏まえ、中小企業振興条例を制定し、抜本的な商工業者への支援が必要でした。

地域循環型の経済の進展のために、町内商工業者の支援として全国で実効性があるとして取り組まれている住宅リフォーム制度の導入をすべきでした。そして、業者の賃金単価を保障し入札を適正化させていく上で有効な公契約条例を制定すべきでした。

本町は、過疎化が急速に進む中、誰もが住みやすいまちづくりが一層大切になっています。地域・産業の振興、教育・文化の発展を、安心して暮らせる施設、健康づくりの充実には不十分な決算であることを指摘して反対討論といたします。

議長（山本幹雄君） ほかに討論はありませんか。ほかに、討論はありますか。賛成討論の方ありますか。

[小林君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい。

5番（小林裕和君） 平成29年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定に可とする立場で討論いたします。

佐用町一般会計歳入歳出決算の認定については、監査委員の審査意見書並びに先の決算特別委員会で慎重に審議したとおり、平成29年度においても、各分野にわたる細やかな予算編成がなされて、適正かつ効果的に滞りなく執行され安定した財政運営がなされています。

総合計画等に基づく各施策の実施には、将来にわたり安定した行財政の基盤は欠くところのないところであり、合併特例債や過疎対策事業債等による効率的な財源確保も認められます。

引き続き、課題としては、地方交付税等の縮減による財政確保には、苦慮すべきところがあります。

多種多様な施策を展開していく中においては、町民に対して応分の受益者負担を求めていくことが基本であり、また、基金の見直しと有効活用をしていかなければならないと考えます。

全体の評価として、将来を見据えた現実かつ安定した施策と財政運営が行われており、平成29年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定には可とするものです。以上です。

議長（山本幹雄君） ほかに討論ありませんか。

はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第1号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第1号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、多数です。よって、認定第1号、平成29年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第2号、平成29年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第2号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第2号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、認定第2号、平成29年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第3号、平成29年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

[金谷君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、金谷君。

10番（金谷英志君） 認定第3号、平成29年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の反対討論を行います。

国保は、ほかの協会けんぽ等の公的医療保険に比べて、高齢者や低所得者が多く加入しているという構造的な問題を抱えています。厚労省の資料では、平均保険料負担率は、国保9.9パーセント、後期高齢者医療8.4パーセント、協会けんぽ7.6パーセント、組合健保5.3パーセントとなっています。この高い負担率は、その結果として高すぎる保険料を財政悪化につながっています。高すぎる保険料は、町民が必要な医療を受ける大きな障害になっています。保険料の引き下げは喫緊の課題です。国庫負担を大幅に増やすことが第一義ではありますが、町としては一般会計からの繰り入れで加入者の負担軽減を図るべきでした。

一般会計からの繰り入れは、地方自治を規定した憲法のもと、町が実施する福祉施策を政府が止めることはできないという原則は守られています。

以上、指摘して反対討論といたします。

議長（山本幹雄君） はい、次に、賛成討論の方は、ありますか。

[石堂君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、8番、石堂君。

8番（石堂 基君） 認定第3号、平成29年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、昨年度の平成29年度国民健康保険の歳出の全般的な状況として、給付費関係が平成27年、そして平成28年ということで減額、ほぼ横ばいでしたが、平成29年においては、若干また、減少、減額の傾向にありました。

これに伴いまして、佐用町として、この運営を補填するために、法定外も含めての繰入額、平成27年度においては1億7,600万円でありましたけれども、平成28年度においては1億4,700万円ということで、昨年度が1億9,300万円でしたか、昨年同等の法定外繰入等も行い、国保の安定運営を、そしてまた、被保険者の負担軽減を図っている内容となっております。

こうした歳入歳出の状況からして、実質の平成29年度の収支額は3,520万円。平成28年度を若干上回る形で決算をされています。

さらに申し上げますと、この実質収支額の中から、約3,000万円を国民健康保険の給付費準備基金のほうに、積み立てを行い、将来的な保険給付の安定を目指す姿勢も今回出てきて、大きく評価できるところではないでしょうか。

以上、申し上げまして、この認定第3号に対する賛成討論とします。

議長（山本幹雄君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第3号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第3号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、多数です。よって、認定第3号、平成29年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第4号、平成29年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

[児玉君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、2番、児玉君。

2番（児玉雅善君） 認定第4号、平成29年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は、平成20年度から75歳以上の高齢者を別枠の医療保険にする制度で、診療報酬を別立てにし、病院が医療行為をすればするほど赤字になる制度となっております。

この制度のもとでは、高齢者に必要な医療行為が受けられる保障はありません。

平成28年度、平成29年度の後期高齢者保険料は、均等割額を年額4万7,603円から694円引き上げ、4万8,297円とし、所得割率を9.7パーセントから0.47ポイント引き上げ、10.17パーセントとしました。

高齢者の医療制度は高齢者人口と医療費が増えるのに伴い保険料が2年ごとに引き上げるとなる仕組みになってますが、年金は引き下げられ、国民健康保険料や介護保険料、消費税などの負担が増えて、高齢者の暮らしはますます苦しくなっています。

保険料は、引き上げるのではなく、下げるからこそが必要です。

今回の保険料改定の際には、保険料を引き下げること強く要求して、反対討論とします。

議長（山本幹雄君） 次に、賛成討論の方はありますか。

〔加古原君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、3番、加古原君。

3番（加古原瑞樹君） 平成29年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

平成20年4月から施行された後期高齢者医療制度は、高齢化が進み医療費が増えていく中、県の広域連合に運営を一元化し、若い世代が高齢者を支えるとともに、高齢者も保険料と医療費の一部を負担することで、国民皆保険を維持していく支え合いの仕組みです。

この平成29年度の決算においても歳出では、兵庫県後期高齢者医療広域連合への納付金、約2億6,881万円がほとんどであり、本町の高齢者が安心して適切な医療を受けられるため、また、高齢者医療制度の維持のため必要な財源として使われております。

以上を申し上げ、賛成の討論とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） ほかに討論はありますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第4号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第4号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、多数です。よって、認定第4号、平成29年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第5号、平成29年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、10番、金谷君。

10番（金谷英志君） 認定第5号、平成29年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の反対討論を行います。

介護保険の財源の構成割合は、介護保険料と公費で5割ずつ負担となっています。町における介護給付及び予防給付に要する給付費の国の負担は20パーセントです。この国庫

負担割合の引き上げが第一義ではありませんが、一般会計の繰り入れで保険料の軽減を行うべきでした。一般会計からの繰り入れは、国会答弁でも示しているように政府は認めています。

国の予算では、介護保険料1号保険料の軽減の完全実施は見送られました。期を経るごとに保険料は引き上げられており、29年度は、第6期の最終年で介護保険料は基準月額5,600円になっています。

いや応なしの年金からの天引きで高齢者の生活を圧迫する制度となっていることを指摘して反対討論といたします。

議長（山本幹雄君） 次は、賛成討論の方はありますか。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、4番、千種君。

4番（千種和英君） 平成29年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

制度の運用開始から18年を経た介護保険事業において、平成29年度は第6期介護保険事業計画の最終年度でありました。

佐用町の現状においては、高齢化が進み多くの被保険者である方々が生活をされています。そんな中、その現状に対応できるよう介護福祉施設も充実し、介護サービスを受けやすい環境にありました。しかし、これは反面、給付額の増額に直結するという懸念材料であります。

平成29年度決算においては、4億4,000万円余りを繰り入れ、当初予算の3億8,900万円から大幅に補正し、繰入額を増やした結果、安心してサービスを受けられました。この点は、大いに評価をされる決算であります。

ただ、一般会計からの繰り入れは、3億8,500万円余りで、前年と比べて微増ではありませんが、基金の取り崩しも見られます。

今後も厳しい財政運営が続くと思われませんが、介護予防の重点化にも注力しつつ、適正かつ住民が安心できる制度の運用を求め賛成の討論といたします。以上です。

議長（山本幹雄君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第5号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第5号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、多数です。よって、認定第5号、平成29年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第6号、平成29年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより認定第6号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第6号は、委員長の報告のとおり、
認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、認定第6号、平成29年度佐用町朝霧園
特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。
続いて、認定第7号、平成29年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより認定第7号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第7号は、委員長の報告のとおり、
認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、認定第7号、平成29年度佐用町簡易水
道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。
続いて、認定第8号、平成29年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳
出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより認定第8号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第8号は、委員長の報告のとおり、
認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、認定第8号、平成29年度佐用町特定環
境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されま
した。
続いて、認定第9号、平成29年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認
定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第9号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第9号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、認定第9号、平成29年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第10号、平成29年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第10号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第10号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、認定第10号、平成29年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第11号、平成29年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第11号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第11号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、認定第11号、平成29年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第12号、平成29年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第12号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第12号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、認定第 12 号、平成 29 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第 13 号、平成 29 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 13 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 13 号は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、認定第 13 号、平成 29 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第 14 号、平成 29 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 14 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 14 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、認定第 14 号、平成 29 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第 15 号、平成 29 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 15 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 15 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、認定第 15 号、平成 29 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第 16 号、平成 29 年度佐用町水道事業会計決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 16 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 16 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、認定第 16 号、平成 29 年度佐用町水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定されました。

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 20 及び日程第 21 は、本日、追加提出の案件であります。議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第 20. 議案第 83 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） それでは、日程第 20、議案第 83 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） お疲れの中でありませけれども、引き続き、よろしく願いいたします。

それでは、ただ今、上程をいただきました、議案第 83 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、本年 10 月 1 日より兵庫県の最低賃金が、1 時間当たり 844 円から 27 円引上げられ 871 円に改定されることに伴い、別表第 1 のうち非常勤職員報酬・給料表を改正するものでございます。その内容であります。新旧対照表によりまして説明させていただきます。

まず、マイクロバス等運転員であります。1 時間当たり 1,650 円を 1,680 円に。

スクールアシスタント及び適応指導教室指導員 1,500 円を 1,530 円に。

理科おもしろ教室指導員については、現在事業実施をしておりませんので削除いたしております。

また、中学校英語指導補助員は、業者委託に切りかえているため削除いたしております。

次に、朝霧園宿直代行員でございますが、1回当たり8,925円を9,655円に、朝霧園夜間支援員9,290円を1万60円に。

以下、一般事務補助員、保育士、調理員、放課後児童補助員、添乗員、清掃員、一般行政職及び技能労務職員につきましては、それぞれ850円を880円に、860円を890円に、用務員につきましては1日当たり6,600円以内を6,900円以内に改正するものでございます。

ご承認を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する説明が終わりました。

なお、本案につきましては、本日即決とします。

それでは、議案第83号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより議案第83号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第83号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第83号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第21. 同意第2号 佐用町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第21、同意第2号、佐用町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

ここで、教育長、平田秀三君の退席をお願いします。

〔教育長 平田秀三君 退場〕

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました同意第2号、佐用町教育

委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

本案件は、教育長、平田秀三氏が、平成30年9月30日をもって任期満了となるため再任をしようとするものであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

任期は、同法第5条第1項の規定により、平成33年9月30日までの3年間となっております。

なお、平田秀三氏の略歴につきましては、再任でございますので説明は省略をさせていただきます。

ご同意賜りますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決とします。

この際、お諮りします。本案件につきましては、人事案件でありますので、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。

それでは、これより同意第2号を採決します。この採決は挙手によって行います。

同意第2号を、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、同意第2号、佐用町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

ここで教育長、平田君の入室をお願いします。

〔教育長 平田秀三君 入場〕

議長（山本幹雄君） 平田教育長に報告します。ただ今、教育長の任命について同意されましたのでご報告します。今後ともよろしくお願いいたします。

日程第22. 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第22に入ります。

日程第22は、閉会中の委員会所管事務調査等についてであります。

お諮りします。閉会中の各委員会の所管事務調査及び継続調査については、別紙、申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、閉会中の各委員会の所管事務調査及び継続調査については、別紙申し出のとおり決定しました。

日程第 23. 議員派遣について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 23、議員派遣の件を議題とします。
お諮りします。議員の派遣については、別紙に記載のとおり派遣することにしたいと思います。
なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙に記載のとおり派遣することに決定しました。

議長（山本幹雄君） 以上で、本日の日程は終了しました。
お諮りします。これをもちまして、今期定例会に付議されました案件は、全て終了しましたので、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、第 84 回佐用町議会定例会はこれをもって閉会します。
閉会に当たり、一言、御挨拶申し上げます。
今期定例会は、9月3日から本日まで、23日間の会期を定め、本日閉会の運びとなりました。
その間、平成 29 年度決算認定や、平成 30 年度補正予算等、多くの案件をご審議賜り、まことにありがとうございました。
特に、決算特別委員会の平岡委員長、金澤副委員長には、大変ご尽力いただき、御苦勞さまでございました。
また、町当局におかれましても、多くの資料作成等、準備をいただき、厚く御礼申し上げます。
さて、今年の夏は酷暑でありました。季節もいよいよ秋たけなわとなり、町内各地で秋祭り等の行事も多数予定されておりますが、夏の疲れが出ませんよう、議員各位におかれましても、体調に十分留意いただき、ますます議員活動にいそしんでいただきますよう、よろしく願いいたします。
また、町当局におかれましても、町発展のため一層ご尽力いただきますことをお願いいたします。
それでは、町長、挨拶をお願いします。

町長（庵邊典章君） それでは、失礼します。
9月定例会閉会に当たりまして、一言、お礼の御挨拶を申し上げます。
まずは、今9月議会に提案させていただきました平成 29 年度の一般会計並びに各特別会計の決算、また、平成 30 年度の補正予算、そして、同意案件、人事案件等それぞれ慎重審議をいただきまして、原案どおり可決決定をいただきましたことに、まずもお礼

を申し上げます。まことにありがとうございました。

さて、はや平成 30 年度も上半期が、これで終わります。そして、下半期に入るわけですが、非常にこの上半期、先ほど、議長の御挨拶のように、猛暑が続きましたし、また、次々と全国各地で大きな災害が発生をして、異常気象が続いております。そういう中で、佐用町におきましては、大きな甚大な被害はなかったんですけども、それでも 7 月豪雨によって、かなりの被災をしております。

先般、農災につきましては、国の査定を受けました。公共土木災につきましても、月明けますと査定が予定をされております。そうした災害の復旧にもできるだけ早く取り組み、また、平成 30 年度残された半年、いろいろと計画をしております、予算をいただいております事務事業につきましても鋭意計画的に、これを執行していきたいと考えております。

それと同時に、もう既に、はや次、来年度、平成 31 年度の予算の編成に向けても取り組んでまいらなければなりません。

いろいろと議会審議の中でも、次々と何度も出ておりますように、交付税の削減も、当然、順次、暫時あります。そういう中であって、まずは将来を見据えて、引き続いて、安定した財政を堅持しながら、いまやるべき必要な事業につきましては、積極的な予算を組んでいかなければならないというふうに考えております。

ただ、佐用町の標準財政規模も、90 億円を切っております。そういう中で、できるだけ将来的には佐用町一般会計予算 100 億円を切る予算に持っていくような取り組みもしていかなきゃいけないというふうには考えておりますけれども、来年度、特に、直近見ますと、大型事業というのが、次々と、まだまだあります。特に、将来を見据えて、朝霧園の移転改築、また、情報通信施設を更新もしております。それに、旧クリーンセンター、あの佐用クリーンセンター、その解体をして、あと木材ステーションに整備をしていきたいと思っておりますけれど、解体工事、最終年度になるんですけども、小山安川線、徳久駅のこれも最終年度になりますが、これがもう完成をしていくということで、相当たくさん大型事業もありまして、今年度以上の大型予算になるのではないかなというふうな予想もいたしております。

どちらにいたしましても、しっかりと計画しながら、皆さん方の、また、慎重なご審議をいただきますように、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

こうして、9 月は本当に長雨の中でありましたけれども敬老会行事、また、小中学校の運動会それぞれ天気にも恵まれて、無事終わりました。

先ほど、議長が御挨拶の中でありましたように、10 月になりますと各地域秋祭りが、また、今年も盛大に秋祭りが行われます。天気が非常に悪くて、まだ、予報を見ていまして、まだまだ長雨が続くようですし、また、台風 24 号が日本をうかがっているような感じです。また、超大型の台風で、これまで 20 号以降、非常に運よく大きな影響がなくて済んでおりますけれども、なかなか、まだ、これも油断ができません。

昨日が、中秋、23 日がお彼岸でありました。これから一気に気候も変わってきます。非常に寒い、朝晩冷え込むような状態になるかもしれません。そういうことを予想しながら、十分体調に気をつけていただきまして、それぞれ議員活動、また、それぞれの活動、事業に積極的に取り組んでいただき、町発展のためにご活躍をいただきますように、ご祈念申し上げます、お礼の御挨拶にさせていただきます。本当にありがとうございました。お疲れさまでした。

議長（山本幹雄君） それでは、皆様、御苦労さまでした。

これをもちまして閉会いたします。

午前 11 時 08 分 閉会
